

建設業の除雪業務における時間外労働の取扱いに関する意見書

平成31年の労働基準法の改正により、働き方改革の一環として時間外労働の上限が規定されており、建設業においても令和6年4月より適用される。

このことは担い手不足の建設業界において、人材確保に向けて重要で意義深いものである。

一方で、災害が発生した場合、災害復旧に携わる建設業関係の従業員の労働は労働基準法第33条第1項に基づいて「上限規制の適用除外」とされている。

厚生労働省は、雪害における除雪作業は「上限規制の適用除外」としているが、通常の除雪作業についても作業に携わる建設業関係の従業員は、降雪が続けば交通等の社会生活への影響が懸念されることから、国や地方自治体の要請を受け、休日・夜間を問わず作業を行い、社会生活保持の重要な役割を担ってきている現状がある。

よって、国におかれては下記の事項を実施するよう強く求める。

記

- 1 冬期間の除雪業務を時間外労働の上限規制の適用除外とすること。
- 2 国が管理する各地方自治体の労働基準監督署において、都道府県単位での統一的な雪害基準を明確にし、適切な指導等を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月22日

白山市議会議長 北 嶋 章 光